

て火爐二つあり、典儀贊者の版、左右近次將の胡床つねのごとし、すべて文武の百司、おのゝ威儀の物をとりて庭中の東西に列立す、外辨の公卿は民部省の廳代の幄に著す、其時に主上冕服を著し給ふて、後方より出御ありて高御座に著せ給ふ、内侍二人、命婦四人、おのゝ禮服を著して前後に候す、御座定て後、十八人の女孺、翳をとりて左右よりわかれす、む、翳といふは圓座の様なる物に柄をつけてたかくさしおほふ也、これは天子の龍顔を左右なく人にみせざらんため、の儲也、次に褰帳の女王二人、左右よりすゝみて高御座の南のかたの幌をかゝぐ、此時にいたりて二九の女孺、翳を伏すれば、宸儀はじめて見え給ふ、群臣おのゝ面伏す、主殿圖書寮のつかさ火爐のもとにつきて香を焼、この香は天子位につかせ給ふよしを天に告る、焼香なり、宣命使の人版位につきて制旨をのぶ、群臣再拜舞踏す、武官旗をふりて萬歳を稱す、事終らむとする時に、左の侍從座をたちて御前に進む、その進退傍行あり、膝行あり、逡巡して御前にあたりて笏を引て禮畢を奏す、その音高長なるべし、北山抄に見えたり、これは今日の大禮事をはりぬるよしを天子にしらせ奉る義なり、二九の女孺、翳をたてまつる事さきの如し、褰帳二人すゝみよりて御帳を垂、そのち天皇後房へ歸り入せ給ふ、兵庫のつかさ鉦をうち鼓をならして、百司の出入を告る事、くはしく式文にのせたり、

〔令義解神祇〕凡踐祚之日、謂天皇即位、謂之踐祚、位也、福也、中臣奏天神壽詞、謂以神代之古事、忌部上神璽之鏡劍、謂信也、猶云神明之徽、

〔令義解公式〕天子神璽、謂踐祚之日、壽璽、寶而不用、

〔唐律疏議名例〕六曰大不敬、疏議曰、說文云、璽者印也、古者尊卑共之、中秦漢以來、天子曰璽、諸侯曰印、開元歲中、改璽曰寶、

〔律疏賊盜〕凡盜神璽者、謂踐祚之日、壽璽、關契內印、鑰鈴者遠流、謂貪利之而非行用者、